

総合評価点算定基準

令和6年度下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事<建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事>における総合評価点算定基準（落札者決定基準）は、次に定めるとおりとする。

第1 共通事項

1. 工事成績

(1) 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去4年間（令和2年1月1日から令和5年12月31日）の工事成績評定点を単純平均して求める。

[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

(2) 工事成績点の計算に用いる対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。

(3) 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

(4) 工事成績点が80点以上となった場合は、当該者工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。（評価点の計算において、80点を上限とする。）

(5) 工事成績点が65点となった場合及び過去3年間に工事成績評定点がない場合の評価点は0点とし、65点未満となった場合の評価点はマイナスとする。

2 同種工事实績

(1) 実績は、特定JVの代表者又は単体企業が、公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とし、入札公告日時時点で既に竣工している工事のみを対象とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

(2) 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

3 地域要件

(1) 特定JVの場合は、構成員のうち、いずれかに該当する最も高い点数を採用する。

4 技術者要件

(1) aについて、長野県優良技術者表彰の若手部門にあっては、評価できる期間を過去3年間とする。

(2) 工事成績評定点による加点については、主任技術者として担当した工事を要件とする。

5 その他

(1) 共同企業体の評価点

今回結成される共同企業体の評価点の計算方法については、構成員のうち最も優位となる者の評価点を採用する。

第2 建築主体工事

1. 評価項目及び配点

(1) 価格点	86.0 点
(2) 価格以外の評価点	14.0 点
① 工 事 成 績	7.0 点
② 同種工事実績	2.0 点
③ 地 域 要 件	2.0 点
④ 技 術 者 要 件	2.0 点
⑤ 建設マネジメント	1.0 点
合 計 (1) + (2)	100.0 点

2. 総合評価落札方式による落札候補者の決定方法

応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者又は低入札価格調査要領の規定により失格となった者を除き、以下の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}}$$

(1) 価格点の計算方法

価格点 = 配点 [86.0点] × 最低価格 / 入札価格 [小数点以下第2位四捨五入1位止め]

* 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

* 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

(2) 価格以外の評価点の計算方法

①工事成績	《評価点の算出方法》 = [7点] × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65) [小数点以下第2位四捨五入1位止め]	点 7
②同種工事実績	a 過去15年間に公共機関等が発注する建築一式工事で、RC造（SRC造を含む）2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が5件以上ある者	2
	b 過去15年間に公共機関等が発注する建築一式工事で、RC造（SRC造を含む）2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が2件以上ある者	1
③地域要件	a 下諏訪町内に本店がある	2
	b 下諏訪町内に支店又は営業所がある	1

④技術者要件	1)a 過去5年間に長野県優良技術者表彰又は国の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4年間に竣工した国又は長野県発注の建築工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合	1
	2)a 1級建築士かつ1級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合	1
	2)b 1級建築士の資格を有する主任技術者が配置できる場合	0.5
⑤建設マネジメント (労働環境)	a 経営事項審査の労働福祉の状況(W1)が30点以上ある者	1
	b 経営事項審査の労働福祉の状況のうち雇用保険加入・健康保険加入・厚生年金保険加入のいずれかにマイナス評価がある者	-1

第3 電気設備工事

1. 評価項目及び配点

(1) 価格点	90.5点
(2) 価格以外の評価点	9.5点
① 工 事 成 績	3.0点
② 同種工事实績	2.0点
③ 地 域 要 件	2.0点
④ 技 術 者 要 件	1.5点
⑤ 建設マネジメント	1.0点
合 計 (1)+(2)	100.0点

2. 総合評価落札方式による落札候補者の決定方法

応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者又は低入札価格調査要領の規定により失格となった者を除き、以下の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}}$$

(1) 価格点の計算方法

価格点＝配点 [90.5点] × 最低価格 / 入札価格 [小数点以下第2位四捨五入1位止め]

* 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

* 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

(2) 価格以外の評価点の計算方法

①工事成績	《評価点の算出方法》 = [3点] × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65) [小数点以下第2位四捨五入1位止め]	点 3
②同種工事实績	a 過去10年間に公共機関等が発注する電気設備工事で、RC造(SRC造を含む)2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が5件以上ある者	2
	b 過去10年間に公共機関等が発注する電気設備工事で、RC造(SRC造を含む)2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が2件以上ある者	1
③地域要件	a 下諏訪町内に本店がある	2
	b 下諏訪町内に支店又は営業所がある	1
④技術者要件	a 過去5年間に長野県優良技術者表彰又は国の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4年間に竣工した国又は長野県発注の電気設備工事(新設又は改修)において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合	1
	b 登録電気工事基幹技能者を配置できる場合(主任技術者とは兼務しないこと)	0.5
⑤建設マネジメント (労働環境)	a 経営事項審査の労働福祉の状況(W1)が30点以上ある者	1
	b 経営事項審査の労働福祉の状況のうち雇用保険加入・健康保険加入・厚生年金保険加入のいずれかにマイナス評価がある者	-1

第4 機械設備工事

1. 評価項目及び配点

(1) 価格点	90.5点
(2) 価格以外の評価点	9.5点
①工事成績	3.0点
②同種工事实績	2.0点
③地域要件	2.0点
④技術者要件	1.5点
⑤建設マネジメント	1.0点
合計 (1)+(2)	100.0点

2. 総合評価落札方式による落札候補者の決定方法

応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者又は低入札価格調査要領の規定により失格となった者を除き、以下の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}}$$

(1) 価格点の計算方法

価格点 = 配点 [90.5点] × 最低価格 / 入札価格 [小数点以下第2位四捨五入1位止め]

* 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

* 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

(2) 価格以外の評価点の計算方法

①工事成績	《評価点の算出方法》 = [3点] × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65) [小数点以下第2位四捨五入1位止め]	点 3
②同種工事实績	a 過去15年間に公共機関等が発注する機械設備工事で、RC造（SRC造を含む）2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が5件以上ある者	2
	b 過去15年間に公共機関等が発注する機械設備工事で、RC造（SRC造を含む）2階建て以上、かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の元請実績が2件以上ある者	1
③地域要件	a 下諏訪町内に本店がある	2
	b 下諏訪町内に支店又は営業所がある	1
④技術者要件	a 過去5年間に長野県優良技術者表彰又は国の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4年間に竣工した国又は長野県発注の機械設備工事（新設又は改修）において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合	1
	b 登録配管基幹技能者を配置できる場合（主任技術者とは兼務しないこと）	0.5
⑤建設マネジメント (労働環境)	a 経営事項審査の労働福祉の状況（W1）が30点以上ある者	1
	b 経営事項審査の労働福祉の状況のうち雇用保険加入・健康保険加入・厚生年金保険加入のいずれかにマイナス評価がある者	-1

第5 価格以外の評価内容を確保するための措置について

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は、以下のとおりとする。

- ア 価格以外の評価項目の内容を担保するため、評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとする。
- イ 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、指名停止等の措置を講ずることとする。
- ウ 価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更する。

※ 第5ウにおける減額変更の例

技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置できない場合

1. 評価時点

- ① 求める技術者を配置（評価点：1点）、価格以外の評価点：12.0点
- ② 価格点：80.0点
- ③ 総合評価：92.0点
- ④ 契約額(税抜)：55,000,000円（最低応札価格(税抜)：50,000,000円、
価格点の上限：88点）

2. 技術者を配置できなかった場合（例：-1点）

3. 計算手順

- ① 価格以外の評価点を計算する（価格以外の評価点 = 12点 - 1点 = 11点）
- ② 総合評価92.0点を変えないように、価格点を求める
（修正価格点 = 92.0点 - 11点 = 81.0点（1点））
- ③ 変更された価格点に相当する応札額を計算する（算出金額は円未満切捨て）
（変更応札額 = 配点(88点) × 最低価格(50,000,000円) / 修正価格点(81.0点)
= 54,320,987円
- ④ 変更額 = 54,320,987円 - 55,000,000円 = **-679,013円**

算出された変更額は、消費税及び地方消費税を含まないため、契約金額の減額にあたっては、算出された変更額に消費税及び地方消費税を加算した金額を減額する。